

NOKグループ グリーン調達ガイドライン



2023年 7月 1日 (Ver.5.1)

NOK株式会社

目次

1.はじめに	… P 2
2.環境基本方針について	… P 3
3.仕入先様に『社内管理』と『書類提出』をお願いする項目	… P 4
(1)「環境マネジメントシステム」の構築	
(2)仕入先様における環境負荷物質管理と情報提供	
a. 納入いただく原材料・部品などの環境負荷物質管理	
b. 禁止物質の非含有保証	
c. 環境負荷物質管理体制の構築	
d. 工程変更発生時などのNOKグループへの連絡	
(3)環境に関する法令違反発生時の報告	
4.仕入先様に『具体的取り組み（活動）』をお願いする項目	… P 7
(1)仕入先様の事業活動に関わる環境保全活動	
a. 環境に関する取り組み事項	
(2)仕入先様とグループ各社間との物流時のCO ₂ 削減など	
5.ガイドラインの取扱いについて	… P 8
6.個人情報の取扱いについて	… P 8
7.用語集	… P 9
「NOKグループ グリーン調達ガイドライン」に関する問い合わせ先	… P 12

<関係資料>

- 付属書-1 NOKグループ環境負荷物質と解説
- 付属書-2 適用範囲グループ会社一覧

1. はじめに

NOK グループ各社（以下、グループ各社）の調達・生産活動に日頃より、多大なご支援とご協力を賜りまして心より御礼申し上げます。

グループ各社は、合成ゴムや樹脂などの高分子材料を用いたシール製品、防振ゴムなどの自動車部品、建設機械部品、スマートフォンなどの電機電子関連部品、OA 機器の感光体周りのロール部品、離型剤、グリース、潤滑剤など多くの産業用機械部品を生産しています。多くの製品において油などの液体を漏らさない、軽量かつ低フリクションなどの環境配慮型設計・生産を行い環境保全に貢献できる製品を世界中にお届けしています。

これらの活動においては、様々な資源、エネルギー、水資源を消費し、廃棄物が発生します。グループ各社は、これらの負荷を軽減する取り組みや、環境負荷物質の削減を推進し、地球環境の保全、循環型社会の構築に貢献することで、企業の社会的責任を果たすべく日々取り組んでおります。グループ各社は 2001 年より環境基本方針として法規順守、環境負荷の低減、省エネと資源の再利用、化学物質の管理や地域とのコミュニケーションなどを掲げております。

一方、地球環境は温暖化による海面上昇や異常気象、資源枯渇、廃棄物の大量発生などが年々深刻化しています。そのような中、企業にはより一層環境に配慮した事業活動が求められ、その声は年々高まっています。近年は、世界の各国政府が「SDGs（エスディージーズ）」で子々孫々未来永劫に渡り持続可能な社会作りを、「カーボンニュートラル」でライフサイクル（事業活動や、製品の原材料調達から使用、廃棄までの過程）全体で二酸化炭素を増やさない、可能ならば減らす社会の実現を提唱し、全国民に呼び掛けています。

グループ各社では、原材料、部品、副資材をはじめ、梱包資材や事務用品にいたるまで、全て仕入先様製品やサービスを使用して事業活動を推進しております。グループ各社が仕入先様とともに企業の社会的責任を果たし、お客様や地域のみなさまからの要求に応えるためには、仕入先様からのご協力が必要不可欠です。

仕入先様におかれましては「NOK グループ グリーン調達ガイドライン」（以下、当ガイドライン）の趣旨・内容をご理解いただき、私どもと力を合わせて活動していただきたくお願ひ申し上げます。

執行役員 調達本部長

大宅 健司

サステナビリティ推進室長

大西 伸二

2. 環境基本方針について

環境基本方針

NOK グループが社会の一員であることを前提に、事業の活動・製品及びサービスが広く地球規模での環境影響に関わりを持つことを全社員が認識し、持続的な発展が可能な社会の実現に貢献すべく会社の環境基本方針を定め、次世代以降も視野に入れた環境保全管理に努めます。また、従業員をはじめ、原材料調達、生産、物流、使用、廃棄に至るまでのバリューチェーン上の取引先、株主、地域社会など社内外のステークホルダーと協力し、継続的な環境負荷低減に取り組みます。

1. 従来の固有技術を踏まえ、環境保全に配慮した技術の向上・製品の開発を推進し、環境負荷の低減に努めます。
2. 環境に関する法規制、地方自治体条例、地域協定等を順守し、環境保全活動を推進します。
3. 脱炭素社会を実現するため、省エネルギーおよび温室効果ガスの削減を推進します。
4. 省資源に努めるとともに廃棄物の削減、再利用、再生資源化を推進し、循環型社会に貢献します。
5. 水資源を保全するため、効率的な水使用を推進するとともに、適正な水質管理に取り組みます。
6. 生物多様性への影響を評価し、取引先や外部団体と連携しながら地域の特性に合わせた生物多様性保全活動を推進します。
7. 化学物質の管理を徹底し、地球環境の汚染防止を図るとともに、環境負荷のある物質の削減に努めます。
8. 環境保全活動や社会貢献に関する情報を開示し、地域・社会とのコミュニケーションを図ります。
9. 地球環境保全への意識高揚を図るために、全社員への教育・啓発活動を推進します。
10. 環境負荷低減のための目標設定および活動を推進、定期的に進捗状況を評価することで環境マネジメントシステムの継続的改善に努めます。

制定 2001年9月17日
改定 2023年6月28日

NOK 株式会社 代表取締役 社長執行役員 CEO 鶴 正雄

グループ各社の環境基本方針は各社の公式ホームページ（以下 URL）をご覧ください。

NOK 株式会社 : <https://www.nok.co.jp/csr/environment/management.html>

NOK クリューバー株式会社(NKL) : <https://www.nokklueber.co.jp/quality/>

ユニマテック株式会社(UMT) : <https://www.unimatec.co.jp/eco/>

シンジーテック株式会社(SZT) : https://www.syztec.co.jp/csr/environment_policy/

3. 仕入先様に『社内管理』と『書類提出』をお願いする項目

当ガイドラインにおいて仕入先様に社内管理と書類などのご提出をお願いする事項は以下（表-1）です。

表-1 社内管理及び書類などの提出のお願い事項

お願い事項	概略	提出をお願いする所定様式	提出時期
(1)「環境マネジメントシステム」の構築	『ISO14001』や『エコアクション21』の外部認証取得、またはそれに準じた管理	様式-1	当ガイドライン受領時
(2)仕入先様における環境負荷物質管理と情報提供 ¹⁾	環境負荷物質管理体制の構築 NOK グループ環境負荷物質一覧の禁止物質および申告物質の管理	様式-3	
	RoHS 10 物質分析結果などの情報提供	様式-2	グループ各社依頼時
	chemSHERPA による原材料・部品などの環境負荷物質情報の提供	chemSHERPA ファイルにて ²⁾	
	IMDS による原材料・部品などの環境負荷物質情報の提供	IMDS にて	
	SDS ³⁾ 言語：日本語、英語 法規制は対象国と一致させてください 他言語はご相談させてください	書式：JIS Z7253 準拠	
	移動量把握物質含有有無（化管法）	任意書式	
(3)環境に関する法令違反発生時の報告	環境に関する法令違反発生時のグループ各社への報告	様式-5	法令違反発生時

1) : グループ各社が原材料・副資材・製造工程などを支給、指定し生産委託した仕入先様製品（成形品・化学品）についてのご提出はグループ各社調達窓口と調整してください。

2) : 作成ツールは chemSHERPA のホームページ中の「データ作成支援ツール」より入手可能です。

※ URL アドレス：<https://chemsherpa.net/tool/>

フォーマットは次頁の表-2 の通り形態により 2 種類あります。

化学品： chemSHERPA-CI で作成した「SHCI ファイル（拡張子：shci）」

成形品： chemSHERPA-AI で作成した「SHAI ファイル（拡張子：shai）」

なお IMDS、JAPIA シートなど、chemSHERPA 以外の化学物質情報伝達ツールによる提出の場合には、事前に調整させていただくことがあります。

chemSHERPA によるご提出ができない仕入先様は、グループ各社調達窓口にご相談のうえ、
様式-4 含有化学物質報告書 による提出も可能です。

3) : その形態が原材料や調剤といった化学品などで SDS 提出対象であれば対応をお願いいたします。
JIS Z7253 に準拠した書式で最新版を提出してください。

(1) 「環境マネジメントシステム」の構築

グループ各社は組織的に環境保全活動を実施し、持続的改善に取り組んでいます。グループ各社の製品を構成する原材料・部品・副資材と梱包・包装資材、設備、ユーティリティなどを納入していただいている仕入先様におかれましても、環境保全活動の継続的改善が実施されるよう体制の構築をお願いいたします。

そのため、基本的には『ISO14001』、『エコアクション 21』の外部認証取得と継続、またはそれに準じた管理をお願いいたします。外部認証の取得状況と仕入先様の当ガイドラインの受領を、様式-1 NOK グループ グリーン調達ガイドライン受領報告書 にて確認させていただきます。

(2) 仕入先様における環境負荷物質管理と情報提供

a. 納入いただく原材料・部品などの環境負荷物質管理

グループ各社は、国内外の法規制に伴い、環境負荷物質のリスク管理の徹底を実施しております。

法規制には、生産及び使用禁止の環境負荷物質が規定されています。また法規制などの背景から、グループ各社のお客様から使用禁止のご要求があります。このことより表-2 の通りグループ各社製品を構成する原材料・部品（製品の一部を構成するもの）と副資材、梱包・包装資材、ラベル用インク、筆記具、設備を納入いただく仕入先様には、関連法令と併せてグループ各社が提示する標準類などに基づいた仕入先様製品の納入と製品に含有される環境負荷物質の報告（使用・含有有無）をお願いいたします。

完成品を納入いただく仕入先様は別途調整させていただきます。

表-2 対象品及び定義

対象品	形態		定義
原材料、部品 (製品を構成するもの)	化学品	物質	何らかの製造プロセスによって得られたそれらの化合物、または元素。 原材料や溶剤が相当する。 (例：ゴム/樹脂のポリマー、加硫剤などのゴム配合薬品、溶剤など)
		混合物	2つ以上の物質からなる混合物または溶液、調剤。 (例：未加硫ゴム、接着剤、化成処理剤、コーティング剤、塗装用ペイント、グリース、識別マーカー、防錆油など)
	成形品		その機能を決定する特定の形状、表面またはデザインを付与された物体。 (例：加硫ゴム、金具、スプリングなど)
副資材 (製品に残らないもの)	化学品		製品を製造するために一時的に使う化学品。 (例：離型剤、粘着防止剤、洗浄用溶剤など)
		成形品	製品を製造するために一時的に使う成形品。 (例：手袋、仮止め用テープ、保護フィルムなど)
包装・梱包資材 (ラベル用インク、筆記具など含む)			① グループ各社製品を包装・梱包する資材、乾燥剤、防錆紙、ラベル用インク、筆記具など。 ② 仕入先様製品をグループ各社に輸送・納品する際に使用する包装・梱包資材。
設備・治工具 (工程内で使用し間接的に製品に関係するもの)			製品を製造するために必要な設備・治工具（金型）、工程内作業箱。 搬送用ハンド、コンベア。検査などの作業用マット。 設備に使用するオイル、グリースなど。

b. 禁止物質の非含有保証

- (a) NOK グループ環境負荷物質一覧（付属書-1）に、禁止・申告の管理区分を規定しています。禁止物質が含有されない仕入先様製品をグループ各社へ納入するようお願いいたします。ただし、グループ各社が仕入先様に対し禁止物質の使用・含有を認めた仕入先様製品は、対象外といたします。
- 禁止物質のうち、欧州指令（ELV、RoHS）の規制物質のうち以下 RoHS 10 物質に関して、グループ各社依頼時には 様式-2 環境負荷物質含有確認書 の提出をお願いいたします。
- ① 鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE の 6 物質については分析試験またはサプライチェーンをさかのぼった含有有無確認（不使用保証書などの入手と管理）
 - ② 特定フタル酸エステル 4 物質（DEHP、DBP、BBP、DIBP）についてはサプライチェーンをさかのぼった含有有無調査確認
- また非含有であることを明確にするため、分析試験に基づく分析結果の提出をグループ各社が依頼した場合は、協議のうえご対応をお願いいたします。尚、分析試験のエビデンスは仕入先様（メーカー様）で保管いただき、グループ各社から要請があれば提出をお願いいたします。
- (b) 禁止物質の含有有無情報は、chemSHERPA、IMDS などで確認させていただきます。
なお IMDS、JAPIA シートなど、chemSHERPA 以外の化学物質情報伝達ツールによる提出の場合には、事前に調整させていただくことがあります。
chemSHERPA によるご提出ができない仕入先様は、グループ各社調達窓口にご相談のうえ、
様式-4 含有化学物質報告書 による提出も可能です。
- (c) グループ各社への納入品の中には NOK グループ環境負荷物質一覧（付属書-1）で定める使用禁止物質を閾値以上含有しない管理をお願いします。閾値以上の禁止物質の含有が判明した場合は速やかにご連絡をお願いいたします。
- (d) 環境負荷物質調査で非含有と回答した納入品については、当該化学物質を含有しないよう管理をお願いいたします。含有することが判明した場合は速やかに連絡をお願いいたします。

c. 環境負荷物質管理体制の構築

仕入先様におかれましては、グループ各社に納入いただく仕入先様製品などに関し環境負荷物質管理体制の構築をお願いいたします。

管理体制確認のため、様式-3 環境負荷物質の管理体制チェックシート ※1 にて自主点検を実施いただきご提出をお願いいたします。なお、不備事項については改善ができる管理体制の構築をお願いいたします。

また、仕入先様の「環境負荷物質管理体制構築」の実態を確認させていただく目的で、仕入先様の了解のうえグループ各社による監査を適宜実施させていただきます。

※1 グループ各社は JAMP が発行する「製品含有化学物質管理ガイドライン第 4.0 版 附属書 E : チェックシート第 4.01 版」を環境負荷物質の管理体制チェックシートとして採用しています。
最新版は <https://chemsherpa.net/docs/guidelines> より入手可能です。

JAMA（一般社団法人日本自動車工業会）発行の製品含有化学物質管理のチェックシートによる提出希望の仕入先様はグループ各社にお問合せをお願いします。

d. 工程変更発生時などの NOK グループへの連絡

仕入先様及びサプライチェーンを通じて、化学物質にかかる設計変更、工程変更などが発生する場合は、事前に情報提供をお願いいたします。特にグループ各社が管理する環境負荷物質について変更がある場合は、遅滞なくグループ各社調達窓口に情報提供をお願いいたします。

(3) 環境に関する法令違反発生時の報告

仕入先様の事業活動に関わる、環境に関連する国内法令の順守をお願いいたします。

仕入先様において、グループ各社に納入される物品の開発・生産・販売を行う事業所に係る環境関連法規制及びその他適用可能な法的要件事項に関し、公的機関から事業所の責任者に対し、改善に必要な措置を取ることを命じられた場合、または罰則を科せられた場合は、速やかに連絡をお願いいたします。なお、様式-5 環境事故報告書 に記入し、詳細のご報告をお願いします。

4. 仕入先様に『具体的取り組み(活動)』をお願いする項目

当ガイドラインにおいて仕入先様に具体的取り組み（活動）をお願いする項目は以下（表-3）です。

表-3 具体的取り組み（活動）のお願い事項

お願い事項	概要	所定様式
(1)仕入先様の事業活動に 関わる環境保全活動	環境関連法令の順守	書類等のご 提出は不要
	環境保全活動の実施	
(2)仕入先様とグループ各 社間との物流時の CO ₂ 削減など	グループ各社に納入いただく原材料などの物流に関わる エネルギー使用量削減、CO ₂ 排出量低減	
	グループ各社に納入いただく原材料などの梱包・包装資材 の低減	

(1) 仕入先様の事業活動に関わる環境保全活動

グループ各社は、環境関連法令を順守し、エネルギー使用量の把握と削減、温室効果ガス（CO₂ など）排出量の削減、VOC 排出量の削減など、以下の環境に関する目標を指標として管理しその推進をしております。

仕入先様におかれましても、環境関連法令の順守、事業活動に関わる環境保全活動を積極的にご推進いただきたくよろしくお願いいたします。

a. 環境に関する取り組み事項

- (a) エネルギー使用量の把握、削減
- (b) 温室効果ガス（CO₂など）排出量の削減
- (c) 化学物質の管理
- (d) VOC 排出量の削減
- (e) PRTR 対象物質の排出量の削減
- (f) 資源循環の推進
- (g) 廃棄物（最終埋め立て）発生量の削減
- (h) 水使用量の低減と排水の管理、及び有効利用
- (i) 枯渇資源の使用量削減
- (j) 生物多様性への配慮

(2) 仕入先様とグループ各社間との物流時の CO₂ 削減など

仕入先様がグループ各社に納入いただく原材料・部品などの納入品の物流に関わるエネルギー使用量削減、CO₂ 排出量低減をお願いいたします。

また、グループ各社に納入いただく原材料などの納入品を覆う梱包・包装資材の低減をお願いいたします。ただし、変更する場合は品質トラブル、輸送トラブルを避けるためグループ各社の許可を得て変更していただきよろしくお願ひいたします。

5. ガイドラインの取扱いについて

仕入先様に対する当ガイドラインの取扱いは以下のとおりです。

- (1) 新規の仕入様先には、取引が開始される際、当ガイドラインをグループ各社所管部署より連絡いたします。
- (2) グループ各社より、個別に提出書類の要請があった場合は、別途対応をお願いいたします。
- (3) 当ガイドラインは、改定都度、対象仕入様先へグループ各社所管部署より連絡いたします。

6. 個人情報の取扱いについて

ご記入いただいた仕入先様の個人情報は、グリーン調達関連事項のみに使用いたします。

7. 用語集

(1) **ケムシェルパ**

製品含有化学物質に関する情報を伝達するためのサプライチェーン全体で利用可能な共通スキーム。成形品用のデータ作成支援ツール（**ケムシェルパ-AI**）と化学品用のデータ作成支援ツール（**ケムシェルパ-CI**）がそれぞれ chemSHERPA のホームページに用意されており、データ作成支援ツール、管理対象物質情報、データ事例サンプルなどのダウンロードが可能。

※ chemSHERPA のホームページ <https://chemsherpa.net/>

※ 前身の調査ツールであった JAMP-AIS、JAMP-MSDSplus は 2018 年 6 月末に維持管理が終了となり chemSHERPA へ移行となった。

(2) **GADSL** (Global Automotive Declarable Substance List)

自動車業界で管理対象とする化学物質のリスト。アジア・米国・欧州の三極から、完成車メーカー・部品メーカー・化学/材料メーカーの三業界で管理されている。

(3) **IEC62474**

IEC (International Electro technical Commission、国際電気標準会議) で制定された国際規格のひとつで、「電気・電子業界及びその製品に関するマテリアルデklärーション（構成材料／含有物質の情報伝達）」が定められている。日本では国内組織：国内 VT62474 が意見集約と情報発信を行っている。なお、JGPSI (日本グリーン調達調査共通化審議会) は 2012 年 5 月をもって発展的に解消し、その活動の多くを IEC/TC111 の国内組織(国内 VT62474)に移行した。

※ IEC とは…電気・電子技術及び関連技術に関する国際規格を開発し、発行する国際機関。

※ TC111 とは…IEC の専門委員会の一つ。

(4) **ISO14001**

ISO (International Organization for Standardization、国際標準化機構) が 1996 年に制定した規格のひとつで、組織(企業・自治体など)に対して環境に負荷をかけない事業活動を継続して行うよう要求事項が定められている。

(5) **IMDS** (International Material Data System)

自動車業界のサプライチェーンで使用される製品含有化学物質情報収集システム。アジア・米国・欧州のカーメーカーが参画・運営し、自動車業界の化学物質管理のグローバルスタンダードとして使用されている。

※ IMDS のホームページ

<https://public.mdsystem.com/ja/web/imds-public-pages/home>

(6) **JAMP** (Joint Article Management Promotion-consortium)

正式名称をアーティクルマネジメント推進協議会といい、アーティクル（部品や成形品などの別称）が含有する化学物質などの情報を適切に管理しサプライチェーンの中で円滑に開示・伝達するための具体的な仕組みを作り普及させることを目的に発足した団体。

※JAMP のホームページ：<https://chemsherpa.net/jamp/about>

(7) **JAPIA統一データシート** (通称：JAPIAシート)

主に自動車業界のサプライチェーンで使用される製品含有化学物質データの情報伝達ツール。IMDS をサポート・保管するものとして、情報管理・情報伝達に活用されている。**JAMA/JAPIA統一データシート**(通称：JAMAシート)が 2020 年 9 月末をもってサポート終了したため、その後継として 2020 年 10 月より運用が開始した。帳票は JAPIA (一般社団法人日本自動車部品工業会) のホームページよりダウンロードが可能。

※JAPIA のホームページ：<http://www.japia.or.jp/>

(8) **P R T R 制度** (化学物質排出・移動量届出制度、Pollutant Release and Transfer Register)

政令などで指定された化学物質を製造・使用・排出している事業者が、環境中へ排出した量、または、産業廃棄物などとして移動させた量を把握・集計・公表する仕組み。

(9) **VOC** (揮発性有機化合物、Volatile Organic Compounds)

トルエン・ベンゼン・ジクロロメタンなど、常温常圧で大気中に容易に揮発する化合物の総称。

(10) **エコアクション 21**

環境省が小規模事業者を対象に、普及を進めている環境プログラム。

(11) **イーエルヴィ** 指令 (欧州廃車指令、End of Life Vehicle)

欧州で制定されている自動車のリサイクル及び重金属 4 物質（鉛、カドミウム、水銀、六価クロム）の使用を制限した指令。

(12) **リ－チ** REACH 規則 (Registration, Evaluation and Authorization of Chemicals)

欧州の化学物質に関する登録、評価、認可及び制限に関する規則。

(13) **ロ－ズ** 指令 (欧州特定有害物質使用制限指令、Restriction of the use of certain Hazardous Substances in electrical and electronic equipment)

欧州で制定されている重金属 4 物質（鉛、カドミウム、水銀、六価クロム）と特定臭素系難燃剤（ポリ臭素化ビフェニール(PBB)及びポリ臭素化ジフェニルエーテル(PBDE)）、特定フタル酸エステル（フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)、フタル酸ジブチル(DBP)、フタル酸ブチルベンジル(BBP)、フタル酸ジソブチル(DIBP)）の使用を制限した指令。

(14) 生物多様性

地球上の生物がバラエティに富んでいること、つまり、複雑で多様な生態系そのものを示す言葉。

(15) ^{エスディーエス} SDS (Safety Data Sheet、安全データシート)

化学物質および化学物質を含む混合物を譲渡または提供する際に、その化学物質の物理化学的性質や危険性・有害性及び取扱いに関する情報明記し、化学物質などを譲渡または提供する相手方に通知するための文書。

(16) ^{ジス セット} JIS Z 7253

JIS (Japanese Industrial Standards、日本産業規格) と呼ばれる日本の産業製品に関する規格や測定法などが定められた日本の国家規格のひとつで、「GHS^{ジ・イ・チ・イ}に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)」が定められている。

※ GHG とは、The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals の略。和約は「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」。2003 年 7 月に国連勧告として採択された。

「NOKグループ グリーン調達ガイドライン」に関する問い合わせ先

◆グループ各社の調達窓口

当ガイドライン全般に関するご意見など

◆ NOK株式会社

調達本部 調達管理部

TEL 03-5405-6382

サステナビリティ推進室 サステナビリティ推進部

TEL 0466-35-4612